

尖閣・竹島を中心に国家を考える

＝今こそ主権国家としての矜持をもつべきである＝

領土と主権に対する蹂躪をなぜ許すのか

領有権をめぐり、よこしまな主張を繰り返す中国・韓国及びロシアは、時を同じくしてわが国の主権に対する露骨な挑戦を繰り返した。

この問題について平成 22 年 11 月の二水会で「国家とは何か、領土とは何か」と題して講演を行った。もう済んだ話だと思いたいが、同じような事件がまたまた勃発した。尖閣列島に対する理不尽で猿芝居の如き中国の宣伝工作が繰り返されるのは何故なのか。領有権に関する歴史認識の違いについてはどこまで行っても平行線だろう。しかし、帰属については第二次世界大戦の戦後処理の段階においても明確に結論が出されているのにこんな理不尽な行為を繰り返すのは領海内の海底資源が原因であるのは明白だ。

韓国の竹島に対する対応は尖閣とは異なり国民感情がむき出しとなっている。

これは偏に韓国が国を挙げて煽っているからである。韓国が日本の親書をつき返すに至ったことは外交ルールとマナーを大きく逸脱するもので国家の品格を疑うとともに日韓関係の将来に大きな禍根を残す愚行というべきである。それも国内の政治情勢の失地回復のためとは恐れ入った話だ。このような愚行を公然と行う国が国連事務総長の出身国だとは驚くべきことではないか。

馬鹿らしさと虚しさを感じながらこの問題の対応を探ってみることにした。

(この資料の歴史的、法的見解などの部分は 22 年 11 月時点で作成した資料を一部引用したものである)

尖閣をめぐる今日までの動き

最初の事件は平成 16 年（1996）3 月 24 日に中国の反日活動家グループの 7 人が不法に上陸したことに始まる。7 人の中国人は沖縄県警が出入国管理法違反の現行犯で逮捕し那覇に連行し入国管理局に引き渡された。入国管理局は不法入国を確認し中国へ強制送還した。この時、那覇地検は送検する方針であったがそれをさせず身柄を入管に引渡し強制送還を指示したのは小泉純一郎であった。その理由は「日中関係に悪影響を与えないように大局的に判断する」といったものだった。

2 回目が平成 22 年 9 月 7 日の中国漁船衝突事件である。ビデオの公開をめぐり議論になったが、公表された映像では執拗に船をぶつけてくる中国船とそ

の関係者を公務執行妨害で逮捕した状況が明らかになった。身柄を那覇地検に送致し勾留延長までした。しかし、刑事事件として立件することなく勾留期限を 5 日間残したまま処分保留で釈放するという不思議な対応をした。時の総理は菅直人であった。実務を担当した仙石官房長官は「検察の総合的な判断もありうるのかな」とふざけたコメントをした。領土を蹂躪され、主権侵犯と公務執行妨害と衝突による実害を受けながら処分保留のまま釈放するとはどういうことなのだ。

このような無法者を野放しにしてきた結果がこの度の 3 度目の上陸事件である。今回の事件の詳細は次の通りである。

平成 24 年 8 月 15 日 (2012) 3 時 51 分領海侵犯、5 時 31 分に 7 人が上陸した。今回の不法入国者は香港のフェニックステレビの記者を同道しており上陸の一部始終を実況放映のために録画していた。上陸に先立ち警備艇が接近した際にレンガやボルトなどを投げつけてきた。後日公開されたビデオ映像でも確認できた。ところが被害が軽微なものだから公務執行妨害とはせず、またもや早期決着のため不法入国のみを取り上げ 8 月 17 日に抗議船に乗っていた 14 人全員を入管難民法違反 (不法入国) で強制送還させたのである。

またぞろ蛮行を許容し、中国側に陳腐な英雄を作らせてしまった。

それでも野田総理は 17 日に官邸で「領土問題は国家主権に関する問題なので、不退転の決意で身体を張って取組みたい」「法令に乗っ取り厳正に対処する」と鈴木宗男新党大地代表との会談で決意を示した。どこが不退転の決意で、身体を張って取組んでいるというのだ。馬鹿らしくって開いた口がふさがらない。

身体を張っているのは海上保安官や警察官であるが、こちらも少なからぬ手心が加えられている気配がある。あれだけの保安官と警官がいながら易々と上陸させているのは領土を護り上陸を阻止しようとする姿勢ではなかった。

身体を張って阻止すべきなのに、旗竿につけた旗を振りながら上陸して来る犯罪者を一切阻止せず上陸を許しているのは何を意味するのか。外務省か警察庁かはわからないが、それらの機関が、怪我をさせては問題が大きくなるので慎重に扱えと指示をしているに違いない。問題なのは、指導力も統治能力も感じられない現政権の対応なら仕方がないが、かつての自民党政権時代もまったく同じ対応をしていたことだ。これ程の事案に対して法に基づく対応はおろか、外交交渉ともいえない対応しか出来ない日本の国家としての姿勢が問題なのである。日本という国に領土を護る気概はあるのか。人が住んでいない地域だから実害はないとでも言うのか。

尖閣諸島とはどんな島か

尖閣諸島は東シナ海に浮かぶ 8 つの島の総称である。一番大きな島が魚釣島で、石垣島の北北西 170 キロに位置し、台湾からもほぼ同じ距離にある。中国大陸からは 330 キロ離れており、尖閣諸島は魚釣島その他、久場島、大正島、北

小島、南小島、沖の北岩、沖の南岩、飛瀬からなっている。島の総面積は約 5,5 平方キロである。



奥が魚釣島、手前が南北小島（海上保安庁提供）



〔写真地図とも「日本の国境」より転載〕

この島が注目されだしたのは昭和 44 年（1969）の国連アジア極東経済委員会が前年に東シナ海の下底を調査した結果、埋蔵量の豊富な油田がある可能性が高いと発表してからである。この調査を受けて中国と台湾が 1971 年に初めて石油の利権を求め相次いで尖閣の領有権を主張しだしたのである。このことが示すように海底資源の存在が明らかになってから島の領有を主張するという「ずるさ」は子どもが人のものを欲しがめる姿そのものである。

尖閣諸島領有の歴史

尖閣の歴史は比較的新しいものだ。江戸時代に林良平の書いた「三国通覧図説」の琉球三省その三十六島之図の中に、福建省と沖縄本島の間的位置に「魚釣島」が記載されている。この図の精度はかなり低く伝聞により書かれたものだとされている。当時の日本の社会制度は石高制であり米の取れない無人島に誰も関心を示さなかった。琉球の人々は尖閣諸島を「ユクンク・クバジマ（魚が獲れ、ビロウが茂る島）」と呼び、中国航路の道しるべとしていた。「三国通覧図説」において魚釣島が中国本土と同じ赤で塗られていた。このことが中国が尖閣諸島の領有を主張する根拠に使われているのである。この図では琉球、台湾、魚釣島が一体と感ぜられ、島の大きさもまちまちであり、実際の地形とは乖離している。

明治 17 年（1884）福岡県出身の実業家古賀辰四郎が人を遣い尖閣諸島を探検させ、自らも明治 28 年に探検し開発許可を求め翌年から 30 年間国から無償

貸与を受け開拓に乗り出した。古賀は尖閣でアホウ鳥の捕獲をし羽毛を採集して巨額の富を手にした。政府は明治 28 年（1895）尖閣諸島を日本領土に編入する閣議決定を行ない、翌年沖縄県八重山郡に編入した。編入に際しては同諸島が無人島であり清国の支配権が及んでいないことが慎重に調査された。それ以後、1971 年に台湾が領有権を主張するまで尖閣諸島の帰属に関していかなる国も領有を主張していなかった。即ち「無主地」「先占の法理」からしても有史以来尖閣は日本以外の国に領有されていない日本固有の領土である。

第二次大戦後は米国の信託統治領とされ、1972 年沖縄返還協定に基づき返還されている。しかし中国は 1971 年に発表した尖閣諸島領有声明において、尖閣諸島は台湾の一部であるため中国に帰属すると主張しているのである。中国皇帝が琉球に派遣していた「冊封使」の記録の中に航海中魚釣島を目印にしていたとの記載があり台湾から琉球への途中に地名が出てきているがその帰属が明確に示されている訳ではない。中国の書物の中に尖閣諸島が出てきたから中国領であるとするのは、法的にも歴史的にも領有を裏付けるものではない。

現在、尖閣諸島の中で大正島のみが政府の所有地で、他の島は埼玉県に住む民間人が所有する私有地である。魚釣島、北小島、南小島の三島は総務省が借り上げ、久場島は防衛施設庁が借り上げている。2002 年に賃借契約を結び、年間約 2,450 万円で賃貸（魚釣島 2,112 万円、南小島 188 万円、北小島 150 万円）されている。この島は米軍の射爆場に利用することになっているが現在は使われていない。

魚釣島には鯉節工場の建物跡や日本の団体が作った灯台が残っている。このような歴史をもつ島でかつては 200 人を越える人が暮らしていた。政府は現在尖閣諸島への立ち入りを禁止しているが、無人島のままでは他国に不法占拠されてしまう可能性があり、一刻も早く実効支配の事実を明確にすべきである。

尖閣諸島をめぐる日本側の動き

理解できないことは何故日本人の上陸を認めないのかである。

歴史的にも日本の領土であることを裏付けるものは明確であるが、わが国がその存在を明確にすることを躊躇う動きがあった。昭和 53 年に日本青年社と称する右翼団体が領土として明確化を実証するために独自に上陸して手づくりの灯台を設置したことがあった。この灯台は現在も存在する。ところがこの灯台を当時の運輸省は認知せず海図にも記載しなかった。青年社はさらに 1996 年（平成 8 年）に同じ尖閣諸島の北小島に 2 基目の灯台を設置している。

衆議院議員時代の石原慎太郎が灯台を海図上に明記すべきであると主張したのに関係国を刺激するからとの理由で永らく設置の事実すら認めなかった経緯がある。平成 17 年 2 月（2005）になって初めてこの灯台を正式に認定し海図にも記載し国の管轄下におくことを決定した。当時石原は尖閣への上陸を企画したが、元運輸大臣が上陸することは問題が大き過ぎるとし海上保安庁は認め

なかった。この時に新進党の衆院議員であった西村信吾は石原慎太郎らに支援されて平成9年（1997）に尖閣諸島の魚釣島に上陸した。この時も海上保安庁は強硬に反対した。その理由は、日本人が魚釣島に上陸すると中国を刺激するから辞めろというのである。本末転倒も甚だしい。

今回の不法入国者達も前回同様、事前に上陸を予告していた。これは明らかに、逮捕されそれなりの騒ぎをを起こせば自国内の関心を引き起こす効果を期待したものである。中国は軍人や警官ではなく漁業者や民間運動家を先兵に遣い、このような事件を積み重ね、国民の意識を領土問題に向けさせる姑息な方法を常套手段としている。仮に逮捕されても直ぐに釈放されると危害を加えられる恐れがないから遊び気分と英雄気取りで来るのである。その者達は帰還後ブラスバンドで迎えられ英雄扱いされる状態である。

今回が3回目であるが、このままだと相手はさらに凶に乗って挑発的になり益々エスカレートするだろう。こんなふざけたことを絶対に許してはならない。

国境政策で妥当なものは南鳥島だけだ

日本で唯一国際常識に見合った国境政策がとられているのは日本の最南東の島「南鳥島」だけだ。この島には合計40名近くの海上保安官と自衛官と気象庁の職員が常駐している。領土問題が存在しないからこそこのような対応ができるといえばそれまでだが、安全な国境は守り、危険な国境は守らないというのは本末転倒も甚だしい。問題はまだある。南鳥島という絶海の孤島を守っている自衛官や保安庁の職員がいるという事実を知っている日本人がほとんどいないことだ。日本政府は国境や領土問題に関心が薄く、教育の場において国家観についてはもとより、国旗・国歌についても未だに訴訟が起きる状態では到底中国に対抗できる国内世論は醸成されない。

（山本皓一著「日本人がいけない日本領土」）

石原都知事の尖閣購入をめぐる話題

石原慎太郎は尖閣諸島に関して以前から数々の問題提起をしてきた。その結果が尖閣列島を東京都が買取る話しである。石原がこの提案をして購入資金の寄付を呼びかけたところ、24年8月の時点で約14億5千万円ほど集ったと報じられている。この提案に対する国民の根強い支持は国の対応に対する不満の裏返しそのものだ。

ようやくこのことに目覚めた政府は尖閣諸島の購入を国が行うことを考え始めた。勿論石原提案があつて後の話しである。所有者の意向は東京都に売却すると報じられていたが、若干ニュアンスが変ってきているようだ。さらに用地買収のための測量などのために上陸を申請していたが「尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持管理という国の賃借目的を踏まえ、政府関係者以外の上陸は認めない基本方針」をその理由として8月27日に国は上陸を認めない決定をした。

自国の領土だと言うのなら何故自国民の上陸を拒否するのだ。

自民党の町村信孝は明確に、「最終的に実効支配したものだけが勝利者～領土問題に関して絶対正義は存在しない。現実主義で対応するしかない」と言い切っているが、然らば具体的にはどうしようというのか。言うだけではダメで、国として具体的に何を成すべきかを言いそれを実行すべきである。

石原慎太郎は、平成 22 年（2010）10 月 24 日放送の『新報道 2001』にて、過去に尖閣諸島の一部を購入したいと考え、埼玉県内の所有者に相談をしたが断られたと語っていた。その所有者は大地主だったため、戦中や戦後に土地を政府に没収されたり、削られたりしたために行政や政治を信用できないとし、島は自分達で守り、絶対に売らないとしている。なお、石原と現在の所有者とは、石原の亡くなった母を通じてのつながりがあったために面談できたが、その事実が所有者に分かる前は「政治家には一切会いたくない」と門前払いされたという。一部の報道によると石原と地権者を引き合わせたのは山東昭子だとも言われているが、彼女が地権者とどんな関係なのかなどはわからない。

いずれにせよ所有者は、「本来土地というものは、先祖代々受け継がれるもの。

私が所有者である限り、あの島は日本の領土です。外国企業からあの島を 350 億円で売却して欲しいと言われたが、断りました。もし仮に私の子孫が途絶えても、その時島の所有権は日本に移る。あの島は永遠に日本の領土です」と答えた。尖閣への上陸が認められなかった理由の一つに地権者の意向があるのかもしれない。東京都と所有者との間に国が入り込み 3 者で売買をめぐる若干の問題があるとも取り沙汰されていたが、平成 24 年 9 月 4 日に 20 億 5 千万円で国への売却が決まったと報じられた。

李明博の竹島上陸問題

平成 24 年 8 月 10 日に李明博は韓国大統領としては初めて竹島に上陸し、この島が韓国領であることを大々的にアピールした。

李明博は昭和 16 年大阪平野区で出生、昭和 20 年 10 月に両親とともに韓国浦項へ密航船で帰国した。現代建設の会長を経て国会議員、ソウル市長を経て平成 20 年（2008）盧武絃の後を受けて大統領に就任。前任者が太陽政策の信奉者で反日であったが、李明博は「未来志向の日韓関係」を掲げ関係改善に取り組んだ。しかし来年 2 月の大統領の任期切れを前にして実兄が汚職で逮捕されるなど求心力が急激に低下し対日強硬路線を取れば支持回復ができると考えて茶番劇を演じるに至った。

竹島（韓国名・独島）とはどんな島か

所在地一島根県隠岐郡隠岐の島。竹島は北緯 37 度 9 分、東経 131 度 55 分、隠岐島の北西 157 キロにある。東島（女島）、西島（男島）と呼ばれる二つの小島とその周辺の総計 37 の岩礁からなり、総面積は約 0.23km²で、東京の日比谷

年（1965）日韓漁業協定により李承晩ラインが廃止された。

竹島に関する歴史的な経緯は、明治 38 年（1905）他国においてこれを占領したと認めるべき形跡のないことを確認の上、閣議決定で日本領として島根県告示 40 号で公示した。したがって竹島の領有は日韓併合以前からの日本の領土である。周囲は断崖絶壁で通常は人の住むことができる環境ではないが、軍に準ずる装備を持つ韓国の武装警察官（独島警備隊）40 名などが常駐し実効支配している。日本側はその都度抗議をしているが実効性はない。そこで日本は国際司法裁判所に提訴して決着をつけようと韓国に以前 2 度呼びかけたが韓国側は固有の領土であるとしてこの申し出を拒否し現在に至っている。領土問題に関し国際司法裁判所は当事国双方が訴えない限り対応できないのである。

1951 年の講和条約でも日本固有の領土と認められた。韓国は鬱陵島、濟州島、巨文島を領有するとされたが、韓国は 3 島の他、竹島、波浪島、対馬を返還するように米国に要求した。対馬は言うまでもなく日本固有の領土であり、波浪島は伝説の島で実在せず、竹島は日本領で韓国が領有した史実はないので連合軍は受け入れなかった。講和条約で日本領が確認されたから韓国は武力占拠に出たのである。

韓国では官民挙げての広報が盛んであり、反日政策の一断面として国民に竹島問題に強い関心を向けさせている。例えば竹島が韓国の領土であるという内容の“独島はわが領土”という歌をつくり幼稚園児にまで歌わせている。これは国際法上の紛争として扱うことを避けつつ、国内外で韓国の領土であることを周知させ、実効支配を既成事実化しようとする狙いである。

- ・ 2005 年 3 月 島根県議会は「竹島の日」条例を制定
- ・ 2005 年 6 月 韓国の馬山市「対馬の日」条例制定

さすがに、韓国政府は「対馬の日」条例の撤回を要求するコメントを発した。韓国外交通商省報道官は「馬山市議会が、対馬の日の条例を可決したことは愛国心から十分に理解できる」との立場を示した上で「独島（竹島）を守ろうとする助けにならず、むしろ不必要な混乱を誘発する可能性があり自制すべきだ」と指摘した。

李明博の天皇の謝罪要求発言

李明博は竹島への上陸のみならず国内世論を喚起するために全く関連制のない天皇陛下の訪韓問題を取り上げ天皇の謝罪要求に言及した。「韓国を訪問したいのなら亡くなった独立運動家に謝罪する必要がある」と述べた。しかし、国家元首の外国訪問は、通常相手国から招請を受け訪問するのが仕来たりで、現時点ではそのような招請も、こちらから訪問する予定もない。突如このことを言い出したのである。竹島上陸の件も含め、馬鹿げていて論評する気にもならないのでマスコミの報道を紹介することにした。

産経 暴挙許さぬ対抗措置取れ・提訴拒否、なぜ背を向けるのか。

朝日 大統領の分別なき行い。提訴問題、大局に立つ日韓関係を。
毎日 深いトゲをどう抜く。国際世論を味方にせよ。
読売 日韓関係を悪化させる暴挙。竹島提訴、領有の正当性を発信せよ。
日経 韓国大統領の竹島訪問の愚。提訴を韓国猛省を促す機会に。
東京 日韓の未来志向壊した。国際提訴

天皇の謝罪問題について産経と毎日が強烈で、迅速かつ明確に発言の撤回や謝罪を求めなかった野田政権への批判に踏み込み、「断固たる姿勢を示さなければ同じ事態が繰り返されかねない」と指摘。毎日は「日本国民の神経を逆撫でする発言をためらわない現状はあまりにも刺激的で危険すぎる」としている。

朝日は、経済や科学技術分野の対話を止めれば日本にも不利益が生じるとし「対抗措置と大局に立つ外交を賢く組み合わせる必要がある」と指摘。日経は対抗措置を経済分野にまで広げることに疑問を呈し「感情にまかせた過剰な反応は慎むべきだ」との見解である。これほど主権を踏みにじられ、蔑ろにされているのに何を慎めというのだ。この件に関する私見は後に述べることにする。

経済的に不利益を被るから程々にしろというマスコミの論調に国民は正当性を感じているのだろうか。こんな日刊紙が日本を代表するマスコミだと評価されていることが不思議である。

李明博はさらに追い討ちをかけて自らの愚かさと非礼さを世界中に露呈した。

野田総理の親書を送り返すという外交慣例上、非礼極まりないことをしでかしたのである。国内における人気浮揚策のつもりで軽く考えて演じた茶番劇を韓国内の有識者ですら批判しだしている。国家元首としては余りにも低知性なのは驚かされる。韓国は国連に事務総長を送り込んでいる国であることを忘れていたのだろうか。その程度の国だとしか思いようがない。

今回の出来事を受けて弱腰といわれるわが国の衆・参両院はそれぞれの本会議場で李明博大統領による竹島上陸と、天皇陛下訪韓に絡む謝罪要求発言への抗議決議をした。また、韓国の竹島占拠を「不法占拠」と位置付けて「一刻も早く停止することを強く求める」と要求。大統領の発言を「極めて非礼」と厳しく批判して「撤回を求める」と明記した。香港の活動家らの沖縄県・尖閣諸島上陸事件に対する抗議決議も併せて採択。竹島をめぐる日本の国会決議は、韓国が沿岸水域の主権を示す「李承晩ライン」を一方向的に設けた後の 1953 年の「日韓問題解決促進決議」以来で約 59 年ぶりで、尖閣問題では初めての対応である。ここまでは良いのだが、これから先の具体的対応が問題なのだ。

野田総理は 24 日首相官邸でこの問題で記者会見をした。

首相記者会見の骨子は次の通りである。

- 主権に関わる事案が相次ぎ遺憾の極み。看過できない。主権、領土、領海を守ることに不退転の覚悟で臨む。
- 竹島は 17 世紀半ばに領有権を確立したが、戦後韓国が不法占拠した。司法裁判所で決着をつけるべきだ。

- 尖閣諸島は日本固有の領土で解決すべき領有権の問題が存在しない。
- 北方領土問題は全国民の問題だ。
- 国益を守るために主張すべきは主張する。法と正義に基づき、平和的、外交的に問題解決を目指す。

首相が国の主権を守ると正面から訴えたことは画期的である。しかし、以前から韓国側が着々と不法占拠を強化している時にわが国はその都度抗議はするものの有効かつ具体的な対抗策を何ら講じなかったのである。即ち、「言うだけ」なのである。国内でいくら強いことを言っても相手国に対して法的に何らの措置をとらないのなら内弁慶の幼見的対応でしかない。

国家間の交渉「外交とは何か」

外交交渉とは直接話し合うことは勿論、関係国や国際世論を取り込んで二国間の懸案事項を話し合うことである。一昔前は武力にものを言わせて交渉をしたものだ。今日でも核を持つ国の発言力は強大である。力の関係がどうであれ、「言うべきことを言わない外交」など何の意味もない。それすらできない国家は関係国から「疎まれ」「主権を蹂躪され」遂には「領土を侵犯」されることになるだろう。国際紛争を解決する手段として国際連合があるが、常任理事国の拒否権や警察力の不備などから決して万能ではなくほとんど機能していない。「独立」とは自らの力と弛まぬ努力により勝ち取るものである。

現在竹島と北方領土は完全な形で実効支配を許しており、まず竹島と北方領土は武力行使をしない限り返還されることはないだろう。

確かに日本は国際紛争を解決する手段として武力の行使を放棄した。だから、そんな無茶な話しはトンでもないと言うだろう。然らばどうするのだ。泣き寝入りをするのか。だから、せめてそうならない前に対応する必要があるのだ。

紛争を解決する手段としての武力行使と、侵略を阻止する手段としての武力行使とは同じではない。

今回の事案に関してある友人が「愛国心の蔭に偏狭なナショナリズムが気になります」といっていた。領土の侵犯を強く指摘し是正を主張することが偏狭なナショナリズムだろうか。主権国家のごく当り前の対応を偏狭なナショナリズムなどと呼ぶべきではない。

「日本国民は平和を念願し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し我等の安全と生存を保持しよう」と決意した」「われらはいずれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは自国の主権を維持し他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信じる」「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」(抜粋・日本国憲法前文)

現代に生きる日本人が、この文章をどんな気持ちで読むことができるだろう

か。

国際紛争の解決手段として武力行使をすべきだとは言わない。しかし自衛のための実力行使を躊躇う必要などどこにもない。こんな理念だけの憲法遵守では絶対に日本の主権は守れないことを知るべきだ。

力による侵略には力で対抗し、その後の紛争処理については言うべきことを明確に主張し、必要に応じて武力以外のあらゆる制裁を課すべきである。

韓国は98年の通貨危機とリーマンショックでウォンが暴落した。その時日本はウォンと日本円、外貨を一定条件で両替する「日韓通貨スワップ協定」で通貨危機を支えた。現在はドルで300億ドル、日本円で2兆8千億円の両替保障をしているのである。10月に期限を迎える協定の期限延長を日本が拒否すれば韓国は大変なことになるだろう。当然相手も経済的な面だけでなくあらゆる手段を講じて対抗してくるだろう。しかし日韓貿易の収支など大したものではない。何よりも領土問題と経済問題を同じ土俵で論じること自体がナンセンスだ。

韓国が国民感情を煽り続けるのなら、精密機器の日本からの輸出を一部禁止することや、韓国食品、韓国映画の輸入禁止などだけでも韓国は壊滅的な打撃を被るはずだ。当然日本も被害を受けるだろう。それを我慢してでも筋を通すべきなのだ。なぜそのことを避けようとするのだ。

自ら具体的な努力もせず第三者機関に国を委ねることを考えるべきではない。

領土に対する侵犯には断固筋を通すべきである

こんな不甲斐ない姿勢を見せ付けられていると明治時代の日本人の偉さが際立ってくる。歴史に残る外交交渉として日露戦争後の（明治38年・1905）対口交渉は有名である。交渉に当たった小村寿太郎外相は50歳になる直前で身長は150センチしかない小柄であった。ロシアの全権代表セルゲイ・ウイッテ（元蔵相）は、当時56歳で身長180センチを越す大男で、当時の日露の状態を象徴するがごときであった。彼を相手にポーツマスで国の威信をかけて熾烈な外交交渉を繰り広げた。当時の国際情勢は強大国ロシアの南下政策の最中で、何としてもそれを防がねばならない状況下にあった。日本は国力のすべてを投げ打つが如き決意で遼東半島、旅順、大連を巡る陸戦とバルチック艦隊を迎えての日本海海戦を展開した。作戦が功を奏し日本海海戦は大勝利に終わったのであるが、もうこれ以上は財政的に戦争を続けられない状態であった。そこでアメリカのルーズベルト大統領に斡旋を依頼しロシアとの講和交渉に入ったのである。疲弊しきった日本の経済力からして、ロシアに勝ったのだから国民は賠償金を期待していた。ところがロシアは戦争継続を拒まず一銭の賠償金も支払わない方針で講和会議に臨んできた。それだけに交渉は極めて難しく国際世論も相手にしながら大変厳しい状況の下に進められたのであった。

この外交交渉を詳しく紹介した書籍がある。吉村昭の著書「ポーツマスの旗」である。国家とは何か、外交とはどんなものかについて少しでも関心のある人

には是非読んでもらいたい書物である。特に政治家には必読の書であると思う。

むすび

最後にフォークランド紛争の際にサッチャーが言った言葉を紹介しておきたい。「13,000キロ離れたフォークランドで戦うのは領土と住民が重要だからだ。それ以上に大切なことは国家としての名誉、基本的で重要な原則、すなわち侵略を成功させるべきではなく、国際法が力の行使に勝たねばならないと言う原則のために戦ったのだ」

国の内外で問題が多発しているが、中でも原発の是非をめぐる議論が盛んである。毎週金曜日には首相官邸周辺ではデモが繰り広げられている。世界で唯一の被爆国民として核や原発に対する忌避感は大変強いものがある。しかし、電力受給のバランスの問題、化石燃料の価額高騰と料金への跳ね返りの問題など悩ましい問題が多い。しかし領土の侵犯や主権の蹂躪はもっと基本的かつ重要な問題ではないか。こんな問題に対して何らの反応もしない日本人の能天気さはどうしたことだろう。韓流ドラマは常時3本くらいは日本のチャンネルを占拠し、韓流タレントの追っかけまで出現している。のどかなものである。

観光地やデパートでは中国人観光客に如何に金を使わせるかに狂奔している様子は、何となくもの悲しさを感じさせられる。エコノミックアニマルの言葉は死語になったと思っていたのだが・・・。

今年の9月は政治の季節で、いろんな意味で大きな曲がり角を迎えている。

自らの利害を超越して筋を通す政治家が絶対に必要だ。

しかし、民度以上の政治家を望むのは無い物ねだりである。

政治家に期待するのではなく、

我われ自身が政治家を支え、育てる気概を持つべきではないだろうか。

(文中敬称略)

平成24年9月

松 室 猛

~~~~~

## <資料> 領土と領海及び経済水域について

「領土」「領有」とは何か

国際法上「固有の領土」という定義はない。従って領土と称されるものは隣接国の力関係によって度々変動した歴史をもっている。日本は周囲をすべて

海に囲まれているから陸地である領土を侵犯されたことがない。従ってわが国が抱えている領土問題はすべて「海がらみ」である。基本的に領土とは「人間が住み」「主権が行使され」「統治権が存在」している地域をいう。従って海上の孤島の場合は悩ましい問題が持ち上がる可能性がある。無人島については「先占」が重視され、他国が領有を主張していないこと、すなわち、「先占」を前提に領有を主張する国がないことが重要となる。「無主地先占」は国内法では認められない。所有者が存在しない土地はすべて国有地とされるからである。

## 領海に関する国際規定

領海とは海岸線（基線）から 12 海里の範囲をいう。一海里は 1,852 メートルで緯度 1 分の長さである。従って領海とは基線から 22,224 メートルをいう。この範囲は陸地と同様に完全に沿岸国の「領域」である。ところがこの領海に関しても例外規定がある。日本近海の海峡（宗谷海峡・津軽海峡・対馬海峡・大隈海峡）は特定海峡として領海幅を 3 海里としている。その理由は海峡を通行する外国船の便宜を図るためである。

わが国は領土の全面を海に囲まれているだけに海域に関する権益に大変大きな関心をもっており漁業者は死活問題である。それにも拘らず、中国の海に関する無法としか言いようがない振る舞いに対し日本側は極めて卑屈な対応をしているのが現状である。

## 排他的経済水域とは

領土であればその周囲に 200 海里まで排他的経済水域が設定することができ、水域で海底資源の探査、開発の主権的権利の管轄権を持つことができる。

排他的とは自国の主権以外、外国の権利を認めないことを意味する。漁業に関しては漁獲量の分配、漁期、魚種等を決定できる。沖ノ鳥島の場合は排他的経済水域は約 37 万キロ平方の水域となりマグロ・カツオの漁場として水産資源の貴重な地域となる。この島を巡りロシアは島ではなく岩であり、従って排他的経済水域は認められないと主張している。

### 参考文献

山田吉彦「日本の国境」新潮新書

清沢冽「日本外交史」東洋経済新報社

田久保忠衛「日本の領土」PHP

山本皓一「日本人が行けない日本領土」小学館

下條正男「知っていますか。日本の島」自由国民社

雑誌・「正論」9月号・10月号

吉村昭「ポーツマスの旗」新潮文庫